

労働・助成金情報 特急便

第 127 号 (2023 年 8 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

令和 6 年 4 月から労働条件明示のルールが変わります。

これにより、労働契約の締結と更新の際の雇用契約書や労働条件通知書に労働条件明示事項が追加されます。労働条件明示ルールが変わることにより、労働者を募集する際に明示する労働条件も同じく追加されます。

改正前に会社で使用している雇用契約書や労働条件通知書の様式の見直し、有期雇用労働者の更新上限についての確認、無期転換後の労働条件の確認が必要になります。今回は、労働条件明示の変更点についてご紹介します。

【 労働契約の際に新しく追加される明示事項 】

- ① 就業場所・業務の変更の範囲
- ② 更新上限
- ③ 無期転換申込機会
- ④ 無期転換後の労働条件

① 就業場所・業務の変更の範囲

雇入れ直後の就業場所・業務の内容だけでなく、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲について明示

<明示のタイミング>

すべての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時

(例)

就業場所	(雇入れ直後) 大阪支社 (変更の範囲) 本社および全国の支社、営業所
	(雇入れ直後) 渋谷営業所 (変更の範囲) 都内23区内の営業所

② 更新上限

有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限の有無と内容について明示

<明示のタイミング>

有期労働契約の締結時と契約更新時

- (例)
- ・更新上限の有無 あり 通算契約期間は 4 年を上限とする
 - ・更新上限の有無 あり 契約更新回数は 3 回を上限とする

更新上限を新設・短縮する場合の説明

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで説明する必要があります。

- ・最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ・最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

③ 無期転換申込機会

無期転換を申し込むことができる旨について明示

※同一の利用者との間で、有期労働契約が通算 5 年を超える時は、労働者の申込により期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できます。

<明示のタイミング>

無期転換申込権が発生する契約の更新時

④ 無期転換後の労働条件

無期転換後の賃金、業務の内容、責任の程度、異動の有無と範囲などについて明示

<明示のタイミング>

無期転換申込権が発生する契約の更新時

③④の事項については、初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、③無期転換を申し込むことができる旨と④無期転換後の労働条件の明示が必要です。

会社で実際に使用しているパート・有期雇用労働者向けの雇用契約書で、『雇用管理の改善等に関する事項にかかる相談窓口』の事項が抜けていることが多いです。今回、追加される明示事項と合わせて確認をおすすめします。

厚生労働省ホームページ上で、モデル労働条件通知書として新しい明示事項が追加された労働条件通知書が掲載されています。それぞれの会社にあった労働条件通知書や雇用契約書の様式を準備する際の参考になります。

【 労働者募集などの際に新しく追加される明示事項 】

- ① 就業場所の変更の範囲
- ② 業務の変更の範囲
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準
(通算契約期間または更新回数の上限を含む)

(更新する場合の基準の例)

契約期間	期間の定めあり (2024年4月1日~2025年3月31日)
	契約の更新 有 (契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断) ※ 通算契約期間は4年を上限とする。
	契約の更新 有 (自動的に更新する) 契約の更新回数は3回を上限とする。

<明示のタイミング>

ハローワーク等への求人の申込み、自社ホームページでの募集、求人広告の掲載を行う場合

※求人広告のスペースが足りない等は、労働条件の一部を面接などのタイミングで明示することも可能です。当初明示した労働条件が変更となる場合は、その変更内容を速やかに明示する必要があります。

参考サイト：厚生労働省「2024年から労働条件明示のルールが変わります」

「令和6年4月より募集時等に明示すべき事項が追加されます」